

さいたま市商用車の電動化等普及促進補助金 【交付申請書類】チェックリスト

★重要★

補助要件等をホームページ等で十分ご確認ください！

- ・リース車両の場合はリース事業者が申請者となります。
- ・導入する車両毎の申請が必要となります。

【必ず提出する書類（法人、個人事業主で一部異なります）】

①	☐	交付申請書（様式第1号）
②	☐	交付申請に係る宣誓書 兼 誓約書（様式第1号 別紙1） （リース車両の場合は申請者及び使用者分）
③	☐	【法人の場合のみ】 役員一覧表（様式第1号 別紙2） （リース車両の場合申請者及び使用者分）
④	☐	実績報告書（様式第1号 別紙3）
⑤	☐	補助対象経費に係る請求書の写し （車両本体価格、架装費、オプション費、値引き等が内訳として明確なこと）
⑥	☐	補助対象経費の支払い証拠書類の写し（領収書の写し等）
⑦	☐	導入車両の車名、グレード、型式等がわかる書類（見積書等） （国の補助事業の事前登録された補助対象車両との対応がわかること）
⑧	☐	【法人の場合のみ】 登記事項証明書（登記簿謄本）（発行から1年以内かつ最新事項のもの） （リース車両の場合は申請者及び使用者分）
⑨	☐	【個人事業主の場合のみ】 開業届の写し又は確定申告書（直近年度のもの）の控えの写し
⑩	☐	自動車検査証記録事項の写し

【該当する場合に提出する書類】

●リース車両の場合

⑪	☐	自動車賃貸借契約書の写し （補助対象車両の貸与料金について、市からの補助金の額を通常の貸渡しの料金から減額して設定されているもの）
⑫	☐	貸与料金算定根拠明細書（様式第1号 別紙4） （必要事項が記載されていれば別様式での提出も可）

●割賦販売（ローン）による購入の場合

⑬	☐	ローン契約書の写し
---	--------------------------	-----------

●補助対象事業により導入した車両を補助対象事業者の事業のため、業務委託等により他の者に使用させる場合

⑭	☐	補助対象事業により導入した車両を補助対象事業者の事業のため、他の者に使用させることを示す書類（業務委託契約書等）
---	--------------------------	--